

監査対象所属	農政部 農業技術課 (担い手・農地対策室)
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月22日、8月26日
監査の結果	
<p>(指導事項) 3件 (収入1、支出1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①農業改良資金貸付金償還金 過年度分 先数 12件 120,715,638円</p> <p>②農業改良資金貸付金償還金違約金 過年度分 先数 16件 22,650,461円</p>	<p style="text-align: center;">講じた措置</p> <p>1) (今後の対応策等) 収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理マニユアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問実地等に返済方法や返済時期についての話し合いを行っており、今後も引き続き早期返済を促していく。また、新たな長期延滞債務者の発生を防ぐために、新規延滞者や延滞が懸念される借受者に対しては早期の連絡等の対応を行う。 平成28年12月15日時点で、償還金延滞者10名から2,039千円を回収し、違約金延滞者5名から85千円を回収し、1名が完済となった。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 資金前渡の精算状況について、確認を行っていないかった。 (今後の対応策等) 事業発覚後、直ちに精算手続を行った。今後は、規則に基づいた精算がなされるよう課内職員に対して精算手続の周知徹底を図るとともに、財務システムの未精算帳票照会などで定期的に確認するなどチェック体制を強化する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 公有財産事務取扱規則第50条第1項に基づく移動報告義務について把握していなかったため、登録、廃止に伴う移動報告について確認を行っていなかった。 (今後の対応策等) 直ちに移動報告を行った。 今後は、登録申請等に係る事務決裁の際、公有財産台帳への移動報告をする旨を明記するなどチェック体制を強化する。</p>

監査対象所属	農政部 中北農務事務所
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年4月25～27日、6月8日
監査の結果	
<p>(指導事項) 3件 (収入1、財産2)</p> <p>1) 建設工事に伴う資材置場としての使用を目的とした行政財産使用料の測定において、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、切り上げて1平方メートルとすべきところ、端数のまま算出したため、使用料が過少となっていた。</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 210 筆</p>	<p style="text-align: center;">講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 測定作成時における通連の確認が不十分であり、行政財産使用料等の算定について通連の内容に伴う積算チェックが不十分であった。 (今後の対応策等) 徴収不足となっていた使用料31円の測定を起こし、平成28年6月24日徴収した。 今後は、通連の確認及び積算のチェックを十分行うこととし、再発防止に努める。</p> <p>2) (今後の対応策等) 未登記原因は、相続困難(63筆)、地図訂正困難(37筆)、抵当権抹消困難(23筆)、換地処分待ち(8件)、境界立会確認未了等(79筆)である。 今後も未登記が発生しないよう現年度の登記を確実に実施するとともに、過年度未登記の解消について、本人への相続手続や抵当権の抹消の要請、市や町への境界確認等の協力など、今までも増して未登記解消に努めていく。 なお、本年度、未登記台帳を精査し、地積測量図等の再作成を行うことが可能となったことにより、未登記が4筆解消できる見通しがついていた。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 当使用料は、山梨県行政財産使用料条例で定められた金額であり、公有財産台帳価格の変動に左右されないものと考え、規定を併加しなかった。 (今後の対応策等) 今後の使用許可にあつては、山梨県行政財産使用料条例の金額の改正の可能性があることから、規定を記載して対応していくこととした。</p>

3) 品種登録や特許権廃止について、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告が行われていないものがあった。

監査対象所属	農政部 岐阜農務事務所
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年4月20～21日、5月30日

監査の結果		講じた措置
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	1) 歳入について、次のおり収入未済があった。 公正入札違約金 過年度分 先数 2件 9,964,500円	1) (今後の対応策等) 債務者のうち1件は事業を行っておらず、資力の回復は見込めない。また、支払能力もないことから全額の一括回収は困難であるが、引き続き粘り強く督促等を継続するとともに、分割納付を指導する。 また、1件については平成28年7月15日に甲府地方裁判所の破産手続が開始され、11月4日に破産手続の廃止が決定した。今後は、登記簿が閉鎖され破産手続廃止が確定したことを確認し不納欠損処分を行う。 2) (今後の対応策等) 過年度分209筆から202筆、平成27年度分38筆から1筆に解消した。 「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。

監査対象所属	農政部 岐阜農務事務所	
監査対象期間	平成27年度	
監査実施日	平成28年4月20～22日、6月3日	
監査の結果		講じた措置
(指導事項) 2件 (支出1、財産1)	1) 農村女性による農村資源活用事業において、講師謝金支払時の所得税の源泉徴収税額に誤りがあった。	1) (発生原因の検証結果) 講師謝金を支払う際、源泉徴収税額の端数処理について確認不足であったため、徴収額が1円不足してしまった。 (今後の対応策等) 税務署に確認し、その指示により対応した。また、次回より正しく執行するよう指導を受けた。 今後は、所内チェック体制を充実させること、また、国税の疑問点は前例に倣うのではなく税務署へ確認することを徹底し、適正な財務事務の執行に努める。 2) (今後の対応策等) 平成27年度分2筆については、旧集落名義のため地元の町役場など関係機関の協力を得ながら、解消に向け法務局と調整している。過年度分については、未登記原因の調査を行うとともに原因に応じた対策を講じ、その解消に努めている。今後も「過年度未登記処理

方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。

監査対象所属	農政部 富士・東部農務事務所	
監査対象期間	平成27年度	
監査実施日	平成28年4月26～27日、6月2日	
監査の結果		講じた措置

(指導事項) 3件 (支出1、財産1、契約1)	1) 県営換地計画等業務委託契約書の委員経費支払業務特別仕様書において委託先の市が提出することとなっている提出書類のうち、「業務打合せ簿」、「打合せ・協議記録簿」、「支払調書」及び「平成27年度地区換地評価委員会出席簿」が提出されていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 受託者が特別仕様書の提出資料について、記載内容を良く理解していなかったこと、及び発注者である県が提出資料に不足があることを確認せずに、業務の完了を受けたことによる。 (今後の対応策等) 指導後、直ちに受託者に説明し、書類を受領した。今後は、提出書類のチェックリストを作成し、最終の打合せ時に確認を行うことにより、提出漏れを防止する。
2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 6筆 平成27年度分 5筆 合計 11筆	2) (発生原因の検証結果) 相続人間のトラブルによる相続未了や、隣接土地所有者から境界の同意が得られないことによる境界未確定が主な原因である。 (今後の対応策等) 今後も継続的に調査等を実施し、引き続き未登記土地の解消を図っていく。 新規未登記土地の発生を防止するため、障害のある案件については、用地交渉の初期段階から権利関係者への働きかけを積極的に行い、障害の早期解消に努めながら用地の取得を行っていく。 なお、平成27年度分の5筆は抵当権解除に時間を要したもので、法務局との調整が整いつた。 3) (発生原因の検証結果) 担当者の確認不足とチェック体制が不備であったことによる。 (今後の対応策等) 今後はチェック体制を万全にして、同様の事案が発生しないよう徹底を図る。なお、理由書は追加して添付済みである。	
3) 県営換地計画等業務委託において、換地業務については単独随意契約を行っているが、当該委託契約の支出負担行為向いに添付されている「随意契約の理由及び根拠等」に単独随意契約の理由が記載されていなかった。		

監査対象所属	県土整備部 県土整備総務課 (景観づくり推進室、建設業対策室)
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月20日、8月31日
監査の結果	謹じた措置
(指導事項) 1件 (物品1)	<p>1) (発生原因の検証結果) 当該貸借物品について、機器の更新を行う際に、占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成を失念してしまつた。 (今後の対応策等) 指導のあつた物品については、指導後速やかに占有物品受入調書及び占有物品払出調書の作成を行った。 今後は財務規則の周知を図り、規則に基づく適正な事務処理に努める。</p>

監査対象所属	県土整備部 用地課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月12日、8月17日
監査の結果	謹じた措置

(指導事項) 1件 (契約1)	<p>1) 弁護士との法律等相談業務については、単価契約を締結していたが、契約書に予定数量の記載がなかつた。 また、契約締結日が契約期間の初日より後の日付となつていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 予定数量については、当該相談業務が、用地交渉の状況により必要に応じて行われることで、あらかじめ見込むことが困難であつたことや、購入数量が増すほど単価が安くなるいわゆるスクーメルロットが働かないので、設定が不要であると判断したことから、契約書に記載をしなかつた。 また、平成27年4月1日に支出負担行為の決裁を得たことから、4月2日からの契約期間と記載し、相手方に契約書を送付し、県に契約書が返送されたのが、4月6日だったため、契約締結日を4月6日とした。 (今後の対応策等) 今後は、契約書に予定数量を記載することとする。 また、今後は、契約期間の開始を「契約締結日」とする。</p>
-----------------	--	--

監査対象所属	県土整備部 道路整備課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月19日、8月17日
監査の結果	謹じた措置

(指導事項) 1件 (契約1)	<p>1) 工事の施行に関する協定に基づく業務委託 (委託料は全額前金払済) において、業務完了後に、工事目的物の引渡しは、現地確認のうえ書面により行われていたが、工事費を精算するための実績報告の検査確認について、財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 業務委託契約の履行に係る検査は、工事目的物の引渡し時に書面で行つており、支出事務担当者が、その確認書をもって検査調書に足りうると誤認し、財務規則第122条に定める検査調書の作成等を行つていなかった。また、決裁過程での内部チェックにおいても、検査調書が未作成であることの確認が不十分であつた。 (今後の対応策等) 検査調書を作成して添付するとともに、適正な事務手続の徹底、チェック体制の強化を図り、事務処理ミスのないよう、全職員に指示を行つた。</p>
-----------------	---	---

監査対象所属	県土整備部 高速道路推進課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月19日、8月17日
監査の結果	謹じた措置

(指導事項) 1件 (工事1)	<p>1) 「中部横断自動車道工事用道路 大久保沢川工事用道路2工区改良工事(明許)」及び「中部横断自動車道 泥之沢川工事用道路8工区 改良工事(明許)」において、契約変更内容・理由が、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開ページにて公表されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 契約の変更や、速やかに公共事業総合管理システムで情報公開の作業を行う必要があつたが、担当者が処理を失念していた。 (今後の対応策) 契約時や契約内容を変更したときは、山梨県公共事業ポータルサイトで情報公開を行わなければならないことを担当内で再確認した。</p>
-----------------	--	--

監査対象所属	県土整備部 道路管理課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月14日、8月17日
監査の結果	謹じた措置

(指導事項) 3件 (収入1、物品1、契約1)	<p>1) 県有自動車貸付けに係る収入について、収入科目に誤りがあつた。(財産収入-財産運用収入-財産貸付収入)とすべきところを「請収入-雑入-その他」としていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 県有自動車貸付けに係る収入については、財産収入とすべきところ誤つて、雑入として処理していた。 (今後の対応策等)</p>
-------------------------	--	--

2) 財務規則第15.1条関係運用通知に基づき、備品の現品確認について、県土整備総務課を通じて物品出納員へ報告しているが、報告漏れの備品(携帯電話2台)があった。	直ちに財産収入の収入科目を設定した。平成28年度から、設定した収入科目で測定、収入している。
3) 道路清掃業務に伴う一般・産業混合廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約に係る予定価格調書について、見積書比較価格の記載はあったが、予定価格の記載がなかった。	2) (発生原因の検証結果) 携帯電話は災害用に職員が使用しているため、現品確認は行っているが、現品確認時の一覧表に携帯電話2台の記載が無かったため、報告漏れが発生した。 (今後の対応策等) 今後は、一覧表のチェックも含め、備品の適切な管理に努める。 3) (発生原因の検証結果) 予定価格調書を作成する際、誤って予定価格の欄を削除してしまった。 (今後の対応策等) 規則、通知等を確認し、同様な事務処理の誤りが起こらないよう再発防止に努める。

監査対象所属	県土整備部 治水課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月13日、8月17日

監査の結果	謹じた措置
<p>(指導事項) 1件(収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川工事等原因者負担金 過年度分 先数 1件 35,395,782円</p> <p>②雑入(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 過年度分 先数 1件 122,630,985円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>①河川工事等原因者負担金 信用金庫への出資金20,000円を平成27年10月に差押え、平成28年2月に払戻請求を行った。金融機関の手続の都合上、実際に払い戻されるのは平成29年4月になる。このほか、財産調査は、平成28年9月に債務者について実施した。財産調査の結果に基づき、債務者の預貯金計2,808円を差押え、回収する予定である。</p> <p>今後は県税事務所や会計課等と連携する。また、財産調査範囲を県外の主な市町村にある金融機関へ広げ、債権の回収に努める。</p> <p>②雑入(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 私法上の債権であり、強制的な措置をとることができないため、相続財産管理人の選任の有無を確認している。また、他に方法がないか調査・検討中である。</p>

監査対象所属	県土整備部 建築住宅課 (住宅対策室)
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月19日、8月17日

監査の結果	謹じた措置
<p>(指導事項) 4件(収入2、財産1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①県営住宅使用料 過年度分 342,080,769円 平成27年度分 24,105,070円 合計 先数 1,063件 366,185,839円</p> <p>②県営住宅駐車場使用料 過年度分 702,600円 平成27年度分 1,455,100円 合計 先数 224件 2,157,700円</p> <p>③県営住宅破損賠償金 過年度分 先数 23件 500,090円</p> <p>④無断退去者の退去修繕費 過年度分 先数 16件 1,152,150円</p> <p>⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金 過年度分 先数 4件 1,741,366円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>①県営住宅使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6か月の者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。</p> <p>長期滞納者については、平成16年12月議会から原則議会毎に訴えの提起を行い、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組みている。(平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となっている。)平成26年度からは、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を9ヶ月以上から6ヶ月以上として取り組んでいるところである。</p> <p>平成25年度から、従来の民間債権回収会社では出来なかった、督促、回収業務も委託内容に含めた県営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士に委託した。また、再任用職員も配置して督促強化などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。</p> <p>さらに、平成28年3月より収納率向上につながる2.4時間納付可能なコンビニ収納を開始するとともに、平成28年度から2ヶ月滞納者(従前3～5ヶ月)の連帯保証人に対し、納入協力依頼の通知を送付し、督促の強化を図った。</p> <p>一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進めていく。</p> <p>②県営住宅駐車場使用料 滞納者に対しては督促状の発付や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。</p> <p>今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めるなど、厳正に対処していく。</p>

<p>3) 借受財産について、公有財産事務取扱規</p>	<p>③果営住宅破損賠償金 果営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難であったが、追加調査を実施したところ、26年度までに27名中5名の所在が確認でき、そのうち4名は平成27年8月末に時効の成立により債権が消滅したため、不納欠損処理を行い、1名については現在納付指導中である。残りの22名については引き続き所在調査を行う。</p> <p>④無断退去者の退去修繕費 無断退去したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難であったが、平成25年度に実施した調査により、当時の対象者33名中、19名の所在を確認し、平成27年度までには17名の滞納が解消されている。</p> <p>残りの対象者16名に対し、債務者、連帯保証人及び相續人に対する所在調査や納入指導を行っており、残り16名については債務者、保証人いずれも外国籍で所在不明のため継続して調査を行う。</p> <p>⑤果営住宅明渡し不履行損害賠償金 高額所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず、退去に応じない者に対する損害賠償金であるが相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明になるなど、回収が非常に困難であったが、平成25年度までに実施した調査により5名の所在を確認し、1名は不納欠損処理済み。4名のうち3名については本年度も納入指導中である。なお、1名については死亡が判明しているため、引き続き相續人について調査を行う。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 当購では、共有フォルダ内にある消印実績を管理するフォルダに入力することとしているが、その作業を怠っていた。 (今後の対応策等) 今回の監査を受け、直ちに消印実績簿への登録を行った。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p>
------------------------------	---

<p>2) 証明手数料において、収入証紙消印実績簿へ登録されていないものがあった。</p>	<p>昭和40年に土地賃貸借契約を結んでいるが、借入期間が建物の耐用年数(35年)となっている。ただし、双方の協議の上、延長できるとある。書面上での協議がなされていないことにより(借入期間は延長している)、財産台帳上はそのまま35年を迎えた段階で途切れてしまった。 (今後の対応策等) 相手方と協議を重ね、平成28年10月7日に書面にて借入期間等の確認を行い、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告を行った。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 契約書については、規則に沿った内容に修正をせずに前年度からの条項の内容のまま作成をしてしまった。 (今後の対応策等) 平成29年度の契約書から暴力団排除、違約金の定め、及び支払遅延利息に関する条項を追加し規則に沿った契約書の作成を行う。</p>						
<p>別第54条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (今後の対応策等) 今後も訪問等の交渉を続け、継続して支払われるよう努力していく。 滞納者への電話による催告や、訪問を継続的に行い、引き続き納入督促に努める。 死亡した個人に対しては、相續人を調査し納入督促を行う。 倒産した法人に対しては、破産管財人等に対し説明や督促を行い、所在不明の法人に対しては、法人登記簿や代表取締役の住民票取得により所在調査を行う。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 給与担当者が異動で初めての業務であったため、システムでの集計と確認し、38時間45分を超えた部分の時間外勤務手当(25/100)の取り扱い処理を行っていた。 (今後の対応策等) 指導のあった時間外手当については、出納局に処理方法を確認し、該当者に追給を行った。 今後も、週休日の振替を同一週内に行わなかった職員を、給与担当者が勤務状況システ</p>						
<table border="1"> <tr> <td>監査対象所属</td> <td>県土整備部 中北建設事務所 (本所)</td> </tr> <tr> <td>監査対象期間</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>平成28年5月10～11日、6月20日</td> </tr> </table>	監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所 (本所)	監査対象期間	平成27年度	監査実施日	平成28年5月10～11日、6月20日	<p>4) 果営住宅及び特定公共賃貸住宅使用料等口振振替に関する委託契約書において、暴力団排除条項、違約金条項及び支払遅延に関する条項が設けられていなかった。</p>
監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所 (本所)						
監査対象期間	平成27年度						
監査実施日	平成28年5月10～11日、6月20日						
<p>(指導事項) 3件 (収入1、給与1、財産1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①河川使用料 過年度分 先数 2件 14,753円 ②道路使用料 過年度分 先数 1件 2,800円 ③工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先数 1件 34,356円 ④雑入(用地買収代金の返還を求めたもの) 過年度分 先数 1件 1,334,000円</p> <p>2) 週休日の振替において、同一週内の振替が困難なため、一週間の勤務時間が週休日の勤務時間を含めて38時間45分を超える部分について、25/100の時間外勤務手当を支給すべきところ、支給されていなかった。</p>	<p>監査の結果</p>						

3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 126筆	<p>アの行動記録等で随時確認するとともに、相互のチェック機能を強化し、適正な入力処理を行うこととする。</p> <p>3) (今後の対応策等) 過年度未登記は、相続や公図、共有地等の問題が主な原因となつて所有権移転登記ができなかつたものである。 今年度は16筆の未登記を解消する予定である。今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」に基づき、「登記可能」、「登記保留」及び「登記対象外」に分類の上、登記可能な筆を重点的に処理して未登記の解消を図っていく。</p>
----------------------------------	---

監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所 (東北支所)
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年5月11～13日、6月24日

監査の結果	
(指導事項) 3件 (収入2、財産1)	謹じた措置
1) 砂利採取計画認可申請手数料の収入証紙消印実績簿において、件数と金額が多く入力されていた。	<p>1) (発生原因の検証結果) 収入証紙消印実績簿を作成する際、起案せずに単に綴っていたため、課内でのチェック体制がなかつたことが原因と考える。 (今後の対応策等) 今回多く計上されていた1件については、収入証紙消印実績の取消処理を出納局に相談の上、文書管理システムのヘルプデスクへ依頼し、取消がなされた。 また、今回の事案の発生を踏まえ、収入証紙消印実績の起案を砂利採取計画認可申請の起案とセットで紙文書決裁として処理するとともに、決裁時に収入証紙消印実績照会を担当内で行い、それまで作成した帳票の履歴確認を行うことで、他の者のチェックを徹底し再発防止に努める。</p> <p>2) (今後の対応策等) 債務者の関係者を訪問するなど、債務者の所在、保有財産の有無等の調査を行った。引き続き調査を行い、全額収納に努める。</p> <p>3) (今後の対応策等) 過年度分5筆の登記処理等を進めるとともに、引き続き調査を行い、過年度未登記の筆数の縮減に努める。</p>

監査対象所属	県土整備部 岐阜建設事務所
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年5月16～17日、6月22日

監査の結果	
(指導事項) 3件 (収入1、財産1、契約1)	謹じた措置
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①河川使用料 過年度分 先数 1件 4,400円 ②工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 過年度分 先数 3件 805,397円 ③道路使用料 平成27年度分 先数 1件 300円 ※道路使用料については、出納閉鎖日前に県外の金融機関には払い込まれていなかったものの、指定金融機関等でなかったため、県の歳入となった日が出納閉鎖日後となり、収入未済となった。	<p>1) (発生原因の検証結果) ①②とも納付書送付時には、法人が既に倒産あるいは事業を廃止している等、資力がないう状況であつた。 ③については、道路占用申請者は県外事業者であつたが、申請手続は県内支社で行つていたため、使用料は指定金融機関若しくは県内の収納代理金融機関から振り込まれるものと思ひ、納期限日を設定したが、実際は、納付書記載の納期限日に県外の金融機関から振り込まれたため、県への歳入日が出納整理期間を超えた日となつてしまつた。 (今後の対応策等) ①については、代表取締役が行方不明であり回収には困難を来しているが、関係機関と連携しながら、回収を行っていく。 ②については、代表取締役が行方不明の事業者については回収に困難を来しているが、関係機関と連携しながら代表者の所在を確認し、督促を行い、分納等を進めていく。 また、代表取締役の所在が明らかでない事業者については、訪問し、分納等による回収を行っていく。 ③については、占用料等の収入は、収納代理金融機関から指定金融機関に払い込まれるまでに数日要することを所内会議等で職員に周知、徹底する。また、申請者が県外の事業者であつた場合は、県への歳入日を勘案した納期限を設定する。</p> <p>2) (今後の対応策等) 過年度分の未登記は、相続等の権利関係、地図訂正及び古い抵当権の設定等の解決が困難であつたため、所有権移転登記に至らなかつたものである。引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。 なお、平成27年度分については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理が行えなかつたものであり、全て登記処理は完了している。</p>

監査の結果	
(指導事項) 3件 (収入1、財産1、契約1)	謹じた措置
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①河川使用料 過年度分 先数 1件 4,400円 ②工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 過年度分 先数 3件 805,397円 ③道路使用料 平成27年度分 先数 1件 300円 ※道路使用料については、出納閉鎖日前に県外の金融機関には払い込まれていなかったものの、指定金融機関等でなかったため、県の歳入となった日が出納閉鎖日後となり、収入未済となった。	<p>1) (発生原因の検証結果) ①②とも納付書送付時には、法人が既に倒産あるいは事業を廃止している等、資力がないう状況であつた。 ③については、道路占用申請者は県外事業者であつたが、申請手続は県内支社で行つていたため、使用料は指定金融機関若しくは県内の収納代理金融機関から振り込まれるものと思ひ、納期限日を設定したが、実際は、納付書記載の納期限日に県外の金融機関から振り込まれたため、県への歳入日が出納整理期間を超えた日となつてしまつた。 (今後の対応策等) ①については、代表取締役が行方不明であり回収には困難を来しているが、関係機関と連携しながら、回収を行っていく。 ②については、代表取締役が行方不明の事業者については回収に困難を来しているが、関係機関と連携しながら代表者の所在を確認し、督促を行い、分納等を進めていく。 また、代表取締役の所在が明らかでない事業者については、訪問し、分納等による回収を行っていく。 ③については、占用料等の収入は、収納代理金融機関から指定金融機関に払い込まれるまでに数日要することを所内会議等で職員に周知、徹底する。また、申請者が県外の事業者であつた場合は、県への歳入日を勘案した納期限を設定する。</p> <p>2) (今後の対応策等) 過年度分の未登記は、相続等の権利関係、地図訂正及び古い抵当権の設定等の解決が困難であつたため、所有権移転登記に至らなかつたものである。引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。 なお、平成27年度分については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理が行えなかつたものであり、全て登記処理は完了している。</p>

2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 249筆 平成27年度分 16筆 合計 265筆	
--	--

3) 散布業務受託者へ直接納入された融雪剤(塩化カルシウム)について、散布業務受託者との契約書に、平成24年3月5日付け道路管理課長通知「融雪剤の在庫管理及び検収について」に定める「受払簿(第166号様式)並びに検収及び「検収調書(第88号様式)」に関する記載がされていなかった。	3) (発生原因の検証結果) 平成24年3月5日付け道管第2460号-1の通知は、融雪剤の在庫管理と検収方法の統一を図るものであったが、通知内容が十分に後任者に引き継がれておらず、従前の契約書様式を使用し、契約を締結していた。(今後の対応策等) 今年度の契約からは、上記通知に基づく内容が記載された契約書を用いて契約の締結を行うとともに、毎年契約の際に、契約書に追加する内容等が適切か複数の職員により確認を行うこととした。 また、契約書記載内容の変更等を行うよう通知等があった場合は、遅滞なく担当職員間で情報を共有するとともに、人事異動等の際には、引継書にその内容を記載し、確実に引き継ぐことを徹底する。
--	---

監査対象所属	県土整備部 峡南建設事務所
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年5月18～20日、6月23日
(指導事項) 6件(収入3、財産1、契約1、工事1)	講じた措置
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①河川使用料 過年度分 1,220,280円 平成27年度分 554,120円 合計 先数 5件 1,774,400円 ②工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 3件 673,466円 ③延滞金 過年度分 先数 1件 116,760円	1) (今後の対応策等) ①河川使用料 平成27年度分については、2件554,120円のところ、60,000円の回収を行った。(平成28年11月末時点) 過年度分については、引き続き、訪問や電話連絡による督促を続けていく。なお、回収見込みのない未収金については、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づき、未収金処理の事務手続を行っていくこととする。 平成27年度分の2件のうち1件については、債務承認及び納付誓約書に基づき、現在、分割納付中である。なお、残りの1件に関しては、納付がないため、今後も訪問や電話連絡により督促を行っていくこととする。 ②工事契約解除に伴う前払金返還利息 滞納者のうち1名については、納入を督促する通知の送付や訪問等を継続して行った結果、平成28年4月から月々の分割納付を行っている。なお、納付に依じていない2者については、今後も引き続き、訪問

2) 平成26年度分と平成27年度分の道路使用料の測定が、平成27年11月に行われており遅延していた。	2) (発生原因の検証結果) 担当者が測定に係る継続リストへ記入し、それをもとに毎年度測定を起こしていたが、リストに入力された内容が正しいかチェックする体制ができていなかったため、今回のような測定遅延が生じてしまった。(今後の対応策等) 今後においては、担当者が入力した内容が正しいかどうかについて、他の職員がチェックする体制を構築し、記入漏れや記入ミス等の発生を防ぐことにより、測定事務の遅延が生じないように努める。
3) 河川使用料の未収金について、債務者への催告等を記録した経緯書は作成されていたが、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づく延滞債権管理簿が作成されていなかった。	3) (発生原因の検証結果) 山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、備える必要がある延滞債権管理簿の作成を怠ってしまった。(今後の対応策等) 滞納者の延滞債権管理簿は、指導に従い速やかに作成したところである。
4) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 763筆 平成27年度分 2筆 合計 765筆	4) (今後の対応策等) 平成28年11月末時点で、過年度分は6筆、平成27年度分は2筆を処理した。今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、未登記の解消に努める。
5) 契約書の記載内容に、不備な点が次のとおりあった。 ①測量調査業務等委託契約書において、「契約代金の支払」及び「連約金」に関する条項の記載がなかった。 ②単価契約である登記事務委託契約書において、連約金条項が単価契約のものとなっていないかった。また、契約代金の支払条項において、「委託代金」とすべきところ「売買代金」と誤った記載になっていた。	5) (発生原因の検証結果) 前年度に使用していた契約書の内容を十分に確認することなく使用してしまったのが原因である。 (今後の対応策等) ①②については、平成28年度の契約では条項と記載内容を確認した契約書で契約を締結した。今後においても、同様の契約を締結するに際しては、契約書の条項及び記載内容の確認を行い不備のないように努める。
6) 主要工事の設計書において、交通誘導警備員の人数及び単価が相違していた。	6) (発生原因の検証結果) 単価の変更はできないものと考え、単価を変更せずに工事実施金額と変更契約金額が合